

入札保証金説明書

1. 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額（税込額）を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上とします。足りなかった場合、入札は無効となります。

入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

2. 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は入札保証金の全部又は一部を免除することができます。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県（病院事業局長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和 6 年 8 月 9 日（金）午後 2 時までに提出した場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したものについて証明する書面（第 2 号様式及びその契約書の写し）を、令和 6 年 8 月 9 日（月）午後 2 時までに提出した場合。

3. 納付書による方法

（納付方法）

- ① 入札保証金納付書発行依頼書（第 5 号様式）に必要事項を記入し、令和 6 年 8 月 9 日（金）午後 2 時までに総務企画課（病院総務事務センター）に提出する。
- ② 納付書は、申請から最短で当日（土日、休日の場合はその翌日）の発行となる。発行されたら入札参加者又はその法人の担当者へ連絡するので、当センターまで受け取りに来ること。
- ③ 納付書に記載されている金融機関で入札保証金を納める。
- ④ 納付先の銀行等から受領書を受け取る。
- ⑤ 入札前までに当センター担当者へ受領書の写しを提出する。

（入札保証金の還付）

- ① 落札しなかった場合は、入札保証金払戻請求書（第 6 号様式）を提出すること。
- ② 落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約保証金として契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上を契約締結前に納付する必要がある。